

Title	<文献紹介> ヴォルフガング・クールマン著 背後 遡行不可能性と「短い討議」—反省的な究極的根拠付 けをめぐる論争について—Wolfgang Kuhlmann, „Unhintergebarkeit und „Kurze Diskurse “. Zum Streit über refl exive Letztbegründung “, in ders. : Unhintergebarkeit, Würzburg: Königshausen & Neumann, 2009, S. 9-95.
Author(s)	嘉目, 道人
Citation	メタフュシカ. 41 P. 95-P. 100
Issue Date	2010-12-25
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/7325
DOI	10.18910/7325
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

《文献紹介》

ヴォルフガング・クールマン著

背後遡行不可能性と「短い討議」

—反省的な究極的根拠付けをめぐる論争について—

Wolfgang Kuhlmann, „Unhintergebarkeit und „Kurze Diskurse“. Zum Streit über reflexive Letztbegründung“, in ders.: *Unhintergebarkeit*, Würzburg: Königshausen & Neumann, 2009, S.9-95.

嘉目道人

序

本稿では、W. クールマンの近著『背後遡行不可能性』の中から、同著のほぼ前半分を占める初出の論文「背後遡行不可能性と「短い討議」」を紹介する。クールマンは超越論的語用論／討議倫理学を代表する論者であり、1980年代以降「厳密に反省的な究極的根拠付け」を旗印として可謬主義や相対主義との対決に心血を注いできたことで知られる。ところが本論文では従来の見解をやや修正し、「短い討議」という新たな理念を提案している。従って、「短い討議とは何か」「従来の究極的根拠付けとは何が違うのか」といった問いに答えることが本稿の目標となるだろう。

1. 概要

本論文は3章立てになっており、それぞれが究極的根拠付け（以下 LB と略記する）に寄せられる異議、(1)「LB の理念は無意味 (sinnlos) だ」、(2)「LB の理念は無用 (nutzlos) だ」、(3)「LB は実行不可能だ」に対応している。中でも紙数の大部分が第3の異議に答えるために割かれており、そこで持ち出されるのが「短い討議」という新提案なのだが、まずは目次通りに議論の流れを追ってみよう。

第1章では主に、超越論的語用論（以下 TP と略記する）が支持する「無謬的な知の理念」への攻撃が扱われる。プラグマティズムから日常言語学派を経て分析的認識理論へと至り多くの支持者を得た立場によって、その理念は攻撃されているという。そうした立場の例として、懐疑論

への M. ヴィラシェクによる回答が紹介される (S.14-17. 以下括弧内にページ数のみを記す)。ここで懐疑論とは、例えばデカルトの悪魔といった「懐疑論的仮説」(14)を申し立てる立場を指す。悪魔が干渉している可能性を否定できない以上、我々は知を持っているとは言えないと懐疑論者は主張する。しかし例えば、自分は正確な時刻を知っていると言う人に対して悪魔の干渉云々を持ち出すのは馬鹿げている。懐疑論者がここで用いている「知」の概念はあまりにも極端な「厳密な知」であり、我々が日常的に使用している「知」の用法とは関係がない。法廷や学問においてさえ、この厳密な意味で「知」が使用されることはない。こうして懐疑論は論駁というよりむしろ「治療的診察」(15)により却下される。ヴィラシェクによるこの回答は結果的に、厳密な(あるいは無謬的な)知の理念を攻撃するものになっている。これに対してクールマンは、「厳密な知」は無意味ではないと主張する。厳密な知の概念がそれ自体矛盾しているとか、理解出来ないということはない。懐疑論者の仮説が馬鹿げているのは懐疑がラディカルだからではなく、むしろその場のコンテキストに依存した「知」の標準を無視し、それに違反したからに過ぎない。従って、TPの支持する厳密で無謬的な知の理念が無意味だということは示されていない。以上で異議1は退けられる。

第2章では、今日の認識論と学問論をリードするラディカルな可謬主義と全体論が扱われる。それらによればLBは無用であり、厳密な知がなくとも反証ないし「改良主義的な整合化(Abschleifung)のプロセス」(24)があれば学問にとって何の問題もないとされる。これに対しクールマンは、可謬主義や全体論もまた厳密な知を必要とすることを指摘する。というのも、反証や全体論的整合化をそもそも可能にしている前提条件は、それ自体反証されたり全体論的に整合化されたりしてはならないからだ。ラディカルな可謬主義や全体論は認識・研究プロセスのための「制御装置」(32)を欠いており、自己適用すると理解不能になる。それを理解可能なように再構成する「反省的論証」(33)が必要であり、ここに反省的なLBの有用性がある。これにより、異議2も退けられる。

第3章では「LBは実行不可能だ」という異議が扱われるが、クールマンはこれを「LB論証はドグマへの訴えに過ぎない」「LB論証によって根拠付けられるものは無内容だ」という2つの表現に分け、これらを3節にわたって順番に論じている。

1節では従来の厳密に反省的なLBが解説される。可謬主義の懐疑に対抗して何かを究極的に根拠付けることは、「懐疑する者によって真であると想定されなくてはならないもの、彼が一般に有意味に疑うことを可能にするもの」(34)を見つけることでしか可能でない。有意味な懐疑(ないし論証)の前提条件の背後へ、懐疑しながら遡行することはできない。この状況は「背後遡行不可能性」と呼ばれる。しかし、何が背後遡行不可能な前提条件なのかを我々はどうやって知るのだろうか。ここで「理論的反省」と「厳密な反省」(35)、理論的態度と反省的態度の区別が強調されることになる。理論的態度とは認知的活動を対象に集中させる態度であり、対象と対象についての(理論的)言説以外は遮蔽する。これに対して厳密に反省的な態度とは「行為者の態度」(36)であり、認知的活動を対象以外にも、つまり自分自身の主観的実践や自分が参加しているゲームの規則等々にも向け、それらを統合する。理論的態度で論証の前提条件に向かえば、前提

条件についての言説を通じてその条件に取り組むことになり、その言説の可謬性は否定できない。だが反省的態度で前提条件に向かえば、我々は自らのまさにその論証ないし懐疑という行為についての「行為知」(38)に訴えることができる。これにより、前提条件は理論的言説の媒介なしにそれ自体として到達可能になる。とは言えこの行為知もまた可謬的ではないか、と問うことができそうに思える。けれども論証することの行為知は「吟味」「批判」「訂正」といった基礎的な概念を適用するための前提条件なのだから、もしこの行為知が可謬的だとしたら、それらの概念も崩壊し、ラディカルな可謬主義は成り立たなくなってしまう。確かに行為知の全てが常に明るみに出ているわけではなく、かなりの部分が薄暗がりにも留まっている。だが少なくとも明るみにあるものは、もはや可謬的ではない。以上で「LB 論証はドグマへの訴えに過ぎない」という異議は打ち破られた。

しかしながら、もう1つの「LB 論証によって根拠付けられるものは無内容だ」という異議が困難をもたらすことをクルマンは認める。背後遡行不可能なものの領域にはコミュニケーション共同体におけるコミュニケーションと相互活動への能力もまた属するのだから、その領域は内容豊かだと言える。けれども、行為知によってはこの領域を、LB 論証に使用できるほど十分に解明出来ないかも知れない。行為知は理論的認識のような明晰さ、明示性を持たないからだ。この欠点は補償され得るのだろうか。例えば TP 論者と懐疑論者が論証の前提条件について対立しているとする。論証の規則や前提条件は、そもそも明らかでないと懐疑論者は批判する。こうした異議を有意味に実行できさえすれば、それが前提の背後遡行不可能性への反証になり、懐疑論者が勝利したことになるだろう。対して TP 論者は、懐疑論者が実行しようとしている異議なるものは、論証の規則や前提条件の内すでに明らかになっている部分と矛盾しており、そもそも有意味に実行できていないと反論する。すると、これによりゲームは全く議論の噛み合わない「手詰まり (Patt)」(45)の状態に陥ってしまうことになる。従来の LB 論証では、もはやこの状況から先へは進めない。従って、我々のコミュニケーションに関する豊かな内容を根拠付けることができず、異議 3 には答えられない。

この状況を解決するための選択肢として、まず 2 節で M. ニケの提案が検討される。ニケはクルマンと違って行為知には期待しない。論証することの行為知はノウハウでしかなく、ノウザットに変換されたり「自己変換」したりはできないし、「産婆術的巧妙さ」によって使用可能な範囲を拡大することもできないと考える。そのためニケは TP のプロジェクト全体を改良し、より穏健な変種である「超越論的討議」(48)の理念を提案する。そこでは討議の超越論的な前提の候補を文脈から切り離し、それを否定する主張が遂行的矛盾に陥るかどうかが反省的にテストし、時間的に無限界な「明証の普遍化」(49)によって、その前提候補が背後遡行不可能だという結論を得るといふ。しかしクルマンの目にこの提案は、TP の変種というよりもはや全くの別物に映る。そもそも TP にとって重要なのは「今ここで」(51) 確実性を勝ちとるということであり、それを放棄して長期的で終わりのないものになっては元も子もない。また、この超越論的討議は、実際には厳密に反省的と言えない。というのも、前提の候補をテストするときには実験をしてみせる者と観衆とに参加者の役割が分担されてしまい、観衆は理論的な態度を取ることになるから

だ。それゆえこの提案は理論的態度の枠内に留まっている。さらに、ニケの提案は我々の手詰まり状況のような「コミュニケーションの破局」(52)を考慮に入れていないため、ここでは全く役に立たない。そして何よりも、これは結局のところラディカルな可謬主義に基づいた提案であり、自己矛盾している。

これに対してクールマンは3節で、短い討議という代替案を提示する。長い討議、長い無眼界の研究プロセスは存在する。それは学問にとって重要なものだ。だがその一方で、短い討議もまた存在しなくてはならない。「これはゴールなのか？」という問いに審判が短時間で答えることができなければ、サッカーの試合はまともに行えない。短い討議は、メインの討議に対するメタ討議・補助討議あるいは「議事進行手続きについての討議 (Geschäftsordnungsdiskurse)」(55)だと位置付けられる。こうした討議は例外的な臨時のものであり、メインの討議で生じた問題や障害を解決するためだけにある。もしそれ自体が終わりのない研究プロセス(メインの討議)になってしまえば、その討議は根源的意義を失ってしまうだろう。そこがニケの超越論的討議とは大きく違う。では、我々の手詰まり状況を短い討議によって解決できる、となぜ言えるのだろうか。まず肯定的な事情として、討議の前提条件は制度や規則に関係する話だということ、我々が関わる(論証の)ゲームは少ない規則と指し手のタイプからなる比較的単純なゲームだということ、我々はそのゲームをプレイできるという想定から出発しなくてはならないこと、討議の規則や前提条件にはそれほど精確な概念的規定が必要ないこと、などがある。一方、否定的な話としては、この討議の規則ないし前提を決断によって確定させるわけにはいかないこと、そしてこのゲームの規則は明示的でない、つまり大部分は隠伏的な行為知によって知られるということがある。

短い討議に対するこの賛否の両面を同時に理解可能にすることができるとクールマンは言う。つまり、遂行的矛盾が明らかなので懐疑の余地がない前提がここには存在するのだが、しかし同時にその前提についての反対者の異議は有意味だということになる。従来のLB論証ではこのようなことは許容できないはずではなかったか?その答えは行為知にある。我々の行為知のうち、ノウザットの地位を持つのはごく一部であり、ほとんどはノウハウとノウザットの間の(完全な闇ではないにしろ)薄暗がりにある。それゆえ反対者の懐疑はもっともだと言える。だがその一方で、提題者と反対者が次のような手続きによって一致する、という道は閉ざされていない。つまり、トリヴィアルで問題ない前提や、反省的論証によって両者が納得した前提から始め、徐々に蓋然的で異論のある前提へと進むというやり方、言わば行為知の問題ない部分と問題含みの部分を架橋するやり方だ。

ここでは、論証の無内容でない前提を解明して手詰まり状況を打破することが求められている。そこでクールマンは、「我々が、(Ⅶ)他の討議参加者をいつでもすでに、理性的で自由で同じ権利を持った人格だと承認していること」(61)という内容豊かな前提が討議において背後遡行不可能だと示すことを目標に据える。これが示されれば、我々は再びメインの討議である通常の学問のプロセスに専念できることになるだろう。だがもちろん、(従来のLB論証のように)そのような前提を単独で持ち出しても懐疑的な反対者は認めない。それゆえこの「短い討議」はトリヴィアルな前提から出発して、徐々にそのテーゼに接近することになる。具体的には、「我々が(Ⅰ)

我々のその都度の現実的に真面目に申し立てられた主張をいつでもすでに真だと見なしていること、(II) しかも絶対的な、非相対的な真理の意味で真だと見なしていること、(III) しかも間主観的妥当性の意味で（間主観的妥当性についての弱い理解においてだが）真だと見なしていること」を論証する。ここまではトリヴィアルな序の口だとされる。これらを踏まえた上で、「我々が(IV) 討議をいつでもすでに非自然的な、規則で構成された、制度的な存在だと理解していること、(V) モードゥス・ポネンスの規則が妥当するといつでもすでに承認していること」へと論証を進め、さらにこれらの助けを借りて、「我々が(VI) 討議をいつでもすでに、必然的にコミュニケーション的な連関と結びついた制度だと理解していること」を論証し、最後に(VII) へ至るという手順が踏まれる。それらの論証はすべて反省的論証として行われる。つまり、まず提題者がテーゼを主張し、反対者がそれを論難すると主張し、再び提題者がその反対者の主張は遂行的矛盾に陥っていることを指摘するという流れで行われる(60-70)。

さて、(VII) が妥当なのは(VI) が妥当する場合だけであり、(VI) が妥当するには(I) (II) (III)、そして(IV) (V) の助けを借りなくてはならない。(I) (II) (III) はそれぞれ単独で根拠付けられ得ることが明らかなテーゼだが、(IV) (V) の論証は詳細に検討される必要がある。まず(IV) についてだが、懐疑論者は(I) (II) (III) を受け入れたとしても、我々がコミュニケーション的な制度として討議を理解していることを否定し、討議を単なる自然現象と同じようなものと見なすこともできそうに思われる。しかしながら、討議現象が例えば金属塊の重さのように自然科学によって突き止められる自然的な現象ではないのは明らかだろう。自然的現象は単に制度的現象の「基盤」(80) に過ぎないのであり、我々が討議に参加しているならば、それはコミュニケーション的な制度に従うことを意味する。また(V) については、クルマンはパースに従ってモードゥス・ポネンスを、普遍法則を特殊なケースに適用することとして理解するが、ここでは特に行為との関係が問題となる。そもそも行為は一般に何か目標を達成するためになされるものであり、一定の目標には一定の行為タイプが対応している。これをモードゥス・ポネンスとの関連で考えれば、一般的目標Zと行為タイプを結びつけている規則は普遍法則であり、行為タイプhが特殊なケースと考えることができる。つまり、一般に行為が理解可能なのは、一般的目標と行為タイプを結びつける規則を具体的なケースに適用することによって成立した場合に限られる。もし反対者が(V) を論難しようと、つまり論難という言語行為を遂行しようとしているのなら、それはまさに討議の規則によって（例えば論駁という）目標と結びついている行為なのであり、モードゥス・ポネンスを適用しているということに他ならず、遂行的矛盾となる。従って(IV) も(V) も、十分に説明されればそれ自体で反省的に論証され得る。先行する論証として(I) から(V) が付け加えられたコンテキストにおいては、(VI) についても（複雑な）反省的論証、つまり反対者の遂行的矛盾を指摘する論証となる。(VII) については(VI) と似ているので詳細に論じられていないが、この論証も十分に可能だ。以上のようにして、(I) から出発したこの「短い討議」は(VII) へ到達し、その役割を終えることになる。

最後に、討議についての言説はパラダイム転換に脅かされているのではないか、そして上の「短い討議」は複雑すぎるのではないか、という疑念に対する答えが示される。ニケと違ってクル

マンは行為知の自己変換の理念を堅持しており、行為知のうち薄暗がりにあるノウハウの部分は、すでにノウザットとして使える部分との「密接な機能的連関」(89)の中にあり、主張の言語ゲームについてのもっとも重要な（そして残りの部分を明らかにする手続きのために必要な）概念は初めから与えられていると主張する。こうした一部の概念は背後遡行不可能であり、パラダイム転換に脅かされはしない。オルタナティブな語彙の理念やオルタナティブな言語ゲームの理念は、まさに主張についての我々の普通の理念を前提せざるを得ないからだ。また、上の「短い討議」において個々の論証はさほど複雑でもなく、むしろトリヴィアルなやり方とすら言えるだろう。さらに、一連の論証全体によって背後遡行不可能性を示すやり方は「反全体論的」(91)なTPの性格と折り合わないようにも思えるが、むしろ全体論と反全体論双方の長所が1つになるのだと理解すべきだろう。

2. 従来との違い

「短い討議とは何か」という問いにはすでにある程度答えられていると思われるので、ここでは従来のLB論証との違いだけを簡単にまとめておこう。そもそも短い討議が要請される背景には、従来のLB論証では討議の規則を初めからそれ自体として直接導入しようとするため、その承認をめぐる手詰まり状況に陥ってしまうという事情がある。その最大の原因は、論証の行為知の多くがノウハウに留まっていることにあった。これをどう考えるか。ニケは行為知に期待することをやめ、長期的な討議による解決を提案するが、クールマンはこれを退け、行為知のすでに明みにある部分から出発して徐々に薄暗がりへと進む、そのために一連の反省的論証を使用する、という方法を選択する。これなら長い討議でなく、短い討議で済むという。一連の論証が全体として初めて機能するという意味で、これは全体論的な考え方であり、従来の「固い」LBを「柔らかく」(77)する譲歩だと言えるだろう。とは言え、これをもってクールマンが大きく立場を変えたとか、転向したとまでは言えないように思われる。むしろ反省的LB論証は短い討議の「変種として理解される」(55)のであり、クールマンは従来の理論の延長上に、より包括的な理論の構築を試みているのだと考えるべきだろう。なぜなら、相互承認のテーゼは背後遡行不可能なものだということを「今ここで」示す、という大目標は変わらず堅持されているからだ。

結語

紹介を終えるにあたって、残された若干の課題を指摘しておこう。(1)この議論は全体として、論証の行為知のうち最も重要な部分はすでにノウザットとして与えられているべきだ、という要請に基づいている。(2)厳密に反省的な態度、つまり遂行的な自己関係性の理念そのものは根拠付けられていない。これはTP論者たちに共通する問題でもある。

(よしめみちひと 哲学哲学史・博士後期課程)